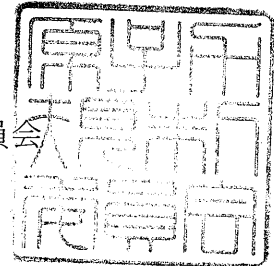


原規規発第 1803201 号

平成 30 年 3 月 20 日

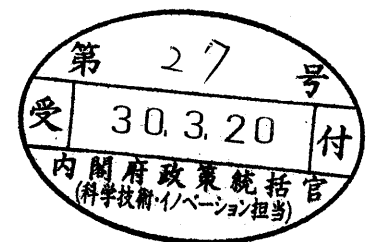
原子力委員会 殿

原子力規制委員会



国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子炉廃止措置研究開発センター新型転換炉原型炉施設の原子炉設置変更許可に関する意見の聴取について

上記の件について、平成30年2月28日付け29原機（安）030（平成30年3月13日付け29原機（安）031をもって一部補正）をもって国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 理事長 児玉 敏雄から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第43条の3の8第1項の規定に基づき、別添のとおり申請があり、審査の結果、同法第43条の3の8第2項において準用する同法第43条の3の6第1項各号のいずれにも適合していると認められるので、同法第43条の3の8第2項において準用する同法第43条の3の6第3項の規定に基づき、別紙のとおり同条第1項第1号に規定する基準の適用について、貴委員会の意見を求める。



(別紙)

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子炉廃止措置研究開発センター新型転換炉原型炉施設の原子炉設置変更許可の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に規定する許可の基準への適合について

平成30年2月28日付け29原機(安)030(平成30年3月13日付け29原機(安)031をもって一部補正)をもって、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 理事長 児玉 敏雄から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号。以下「法」という。)第43条の3の8第1項の規定に基づき提出された原子炉廃止措置研究開発センター新型転換炉原型炉施設の原子炉設置変更許可申請書に対する法第43条の3の8第2項において準用する法第43条の3の6第1項第1号に規定する許可の基準への適合については以下のとおりである。

本件申請については、

- ・既に廃止措置中であり、運転停止に関する恒久的な措置がとられており、原子炉は運転されないこと
- ・使用済燃料については、国内又は我が国と原子力の平和利用に関する協力のための協定を締結している国の再処理事業者において全量再処理を行うことから、発電用原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれはないものと認められる。